

〈第5分科会〉
子ども計画

1 基調報告の概要

2023（令和5）年のこども基本法の施行は、基礎自治体が子どもの権利の具体化に向かう契機となった。総合的な子どもの権利条例を制定している自治体は多くはないが、これまで個別につくられてきた計画を、子どもを「横ぐし」にし、子どもの権利の具体化をめざす計画策定につなげるバックグラウンドが整ってきた。今後、条例（理念）と計画、そして実践をどうつなげていくのが課題である。4つの自治体報告と1つの特別報告を受け、共同討議を通して、地方自治体が主体となり、課題をどう乗り越えていったのかを学び合いたい。

2 自治体報告

報告は、子どもの権利に関する条例を制定した順におこなわれた。人口規模の違いにも注目したい【表1】。

(1) 大阪府泉南市／幸前弘樹（泉南市子ども部子ども政策課）

2015（平成27）年の第1期「子ども・子育て支援事業計画」策定時から、「子どもの権利に関する条例」〔2012（平成24）年〕の考え方のもとに子どもにやさしいまちづくりにとりくんできた。「こども計画」〔2025（令和7）年〕では、基本目標のIに「子どもの権利擁護・救済の仕組みづくり」が掲げられ、「第三者機関である救済委員会」の設置が明記された。それに先立って改正された権利条例にも、子どもの権利救済委

員会の設置がもりこまれている。

市職員は、3年間で1回は子どもの権利に関する研修を受ける。市議員や学校園管理職に向けた子どもの権利学習が実施されている。市民向け研修では、子どもの権利を理解し、子どもに寄り添い子どもの話を聴く人である「ゆうてみい（You To ME）サポーター」を養成している。子どもの権利を具体化することに理解と意欲のある職員や市民の育成に取り組んでいる。

(2) 東京都西東京市／宮田美佳（子ども若者部子ども若者応援課）

2018（平成30）年に「子ども条例」が施行され、子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進に取り組んできた。2025（令和7）年、こども計画に位置づく「第3期子ども・若者ワイワイプラン」を策定した。同プランでは、施策の方向性に紐づく95事業が子ども条例に関連する取り組みである。

子ども条例に、子ども施策に関する子どもからの意見聴取と反映が定められていることから、同プランのとりくみ評価にあたり、子どもの意見を聞く「ワイワイトーク」をおこなった。参加する子どもには、あらかじめ必要な情報を提供し事前学習を設定した。当日は、大学生がファシリテーターをつとめ、グループごとに意見をまとめ、保護者や関係者の前で発表した。発表ごとに副市長、教育長がコメントし、最後に市長が全体講評をおこない、それを受けて子どもらが感想を話した。双方向のコミュニケーションを意識しておこなった。

【表1】子どもの権利に関する条例の施行日と人口

自治体	大阪府泉南市	東京都西東京市	山梨県韮崎市	東京都文京区
子どもの権利に関する条例の施行日	こども基本法施行以前		こども基本法施行以後	
	2012（H.24）年10月1日	2018（H.30）年10月1日	2025（R.7）年4月1日	3月議会を経て制定予定
人口	約57,000人	約207,000人	約27,000人	約235,000人

(3) 山梨県韮崎市／小林和記（デジタル戦略課地域戦略担当）

自治体が根拠をもって施策を実施していくための理念や枠組みを、条例をもって整える必要があると考え、2024（令和6）年度に「子どもの権利条例」と「こども計画」を同時に検討し、年度内にそれらの制定／策定をおこなった。

小規模自治体ならではの関係者の距離の近さを活かし、子どもの権利の捉え方と自治体施策との関連性に関する全庁的な意識づくり、庁内横断チームによる議論に取り組んだ。また、市長と中学生によるオンライン対話、学校配布のタブレット端末を利用した子どもへのWEBアンケートなど、デジタル技術を活用して子どもが意見表明できる機会を拡充した。学校を通じて子ども向け概要版を配布し、WEBフォームから意見を提出できるようにすると、子どもから約100件のパブリックコメントが寄せられた。今年度は、子どもの権利チラシの作成や小学校での出前授業など、条例の周知と実装に向けて取り組んでいる。

(4) 東京都文京区／富沢勇治（子ども家庭部 子ども施策推進担当）

「子どもの権利条例」制定にあたり、「こどもたちの参画による、正にこども100%の前文」をつくった。子ども参画にあたり、区内高校、中学校を訪問した結果、定員20人に対し65人の申し込みがあった。集まった子どもらを、「こどもの権利推進リーダー」と位置づけた。子どもの権利について理解し、条例前文を作成するだけでなく、その後も周りを引っ張ってほしいという願いがこめられている。

大学生の協力も得て、リーダー会議を7回実施した。途中、リーダーたちから、区議会議員の考えを知り、自分たちの考えも知ってほしいという要望があり、議員との意見交換会を実施した。会議の終了にあたり、一人ひとりにリーダー認定証のカードを贈呈した。

3 特別報告

／伊原尚子（福井県地方自治研究センター）

県を超えたネットワーク、自治体職員と市民との官民協働により、子どもの権利の実効性を高める取り組みを推進している。

「親と子のリレーションシップほくりく」とは、生きづらさを表出している子どもや子育てに悩む家族の気もちに寄り添い、子どもの健やかな育ちのために、北陸三県（富山・石川・福井）で活動している団体が構成されたネットワークである。毎年、三県持ち回りで大会を開催し、互いに情報共有や支援、学び合いをおこなっている。このような活動を通して、福井県内で子どもの権利を考える機運が高まり、2025（令和7）年4月に、鯖江市と福井市で子どもの権利に関する条例が制定され、越前市の条例〔2012（平成24）年制定〕も改定された。敦賀市でも条例制定に向けて話し合いが始まっている。

県内には、福井県地方自治研究センターやNPO法人丹南市民自治研究センターが設置されている。行政だけでは限界があるため、自治体職員や市民、研究者などが連携・協力して活動している。ともに活動する仲間が、それぞれの地域で子どもの権利の浸透を図っている。

質疑応答・共同討議・まとめ

全職員に向けた子どもの権利に関する研修、子どもによる事業評価、住民以外の高校生参加などをめぐって質疑応答がおこなわれた。学校への動画配信による教員研修、児童館・学童クラブ指導員への研修、事業ごとではなく大きなテーマ（意見表明、参加、居場所）での子どもによる事業評価、「周遊していく存在」である子どもという視点でとらえることのメリットなどについて意見交換がおこなわれた。

共同討議では、母語が日本語でない、病気や障害がある、夜間に保育が必要である、幼なさなどにより言葉としての表現が伴わない子どももいる。そのような「声」になりにくい子どもの声をどう受けとめ、反映していくのが論点の1つとなり、具体的事例が出し合われた。

子どもと一緒に地域で生きていくために、その拠り所となる子どもの権利に関する条例が必要である。しかし条例は通過点である。条例をどう活かしていくのかという計画を子どもとともに作りたい。そして、これからは基礎自治体がつながり、戦略的に「子ども主体」を示していく、そのような時代の創造に向けて、子どもとともに歩んでいくことを確認した。

井上 寿美（大阪大谷大学）